

平成 20 年度第 3 回札幌市入札等監理分科会の審議概要

平成 20 年 11 月 12 日（水）10 時 00 分～12 時 10 分
札幌市役所本庁舎 18 階 第四常任委員会会議室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

公正取引委員会からの下水道電気設備工事に係る改善措置要求について
平成 20 年度工事発注状況について（平成 20 年 9 月末現在）

ア 発注状況

（ア）競争入札と随意契約の発注状況

（イ）入札方式別の発注状況

イ 落札率の推移

（ア）平均落札率、契約金額及び入札件数の推移

（イ）工種（等級）・業種別落札率

ウ 工事のくじ引き入札及び失格者発生状況

エ 業務の落札率の推移・くじ引き入札発生状況

平成 19 年度入札等監理委員会意見書に対する市の対応状況について

ア 公正な競争の促進について

イ 公共工事における品質確保の促進について

ウ 予定価格の公表時期について

エ 工事のくじ引き対策とそれに伴う失格者増への対応について

オ 特命随意契約について

4 抽出工事の決定・審議

以下の工事について、入札経緯等の審議を行った。

北郷小学校及び北郷児童会館改築工事（主体工事）

公営住宅（下野幌団地建替 E - 6 号棟）新築工事（主体工事）

円山動物園熱帯植物館解体工事

市立札幌病院 M R I 室他改修工事

5 質疑応答

公正取引委員会からの下水道電気設備工事に係る改善措置要求について

（委員）平成 17 年 12 月 14 日から後は、官製談合は認定されなかったのか。

（事務局）そのように理解している。

（委員）第三者委員会はどのような調査権限があるのか。報告書はいつ頃出されるのか。また、損害賠償の請求等、札幌市はどのように対応するのか。

(事務局) 強制権は無いが、市職員に対する調査は業務命令で可能である。OBにはその部分が及ばない。

工事契約請負約款には違約金についての条項があるので、違約金を請求することになるが、損害賠償額の認定が、それを超えていれば、その部分について損害賠償を請求することになる。

調査の結論は、年度内にまとめたいと考えているようだ。

(委員) 現状でOBに命令が及ばないのであれば、条例改正等による対応も考えられるのではないだろうか。また、地方自治法第百条に基づく調査についても検討することで、再発を防止できるのではないだろうか。

職員は証言をすることになるが、職員の立場を守ることも大切である。内部告発についても検討が必要である。

(事務局) 条例等だけでは、OBに対する強制的な調査は難しいと考えられる。

地方自治法の百条委員会は議会で話題になった。設置は決まらなかったものの、官製談合の再発防止を求める決議が第3回定例市議会の最終日にされた。

内部通報制度の確立も、今後の改善策の1つと考えている。

(委員) 官製談合が認定された33件、約120億円は、この時期に発注された下水処理施設の電気設備工事の何%だったのか。

公正取引委員会がどの程度の調査を行ったのか把握しているか。

(事務局) 対象期間に発注した下水処理施設の電気設備工事は、96件、130億6700万円なので、官製談合が認定された工事の割合は件数で約34%、金額で約92%である。

公正取引委員会からは改善措置要求書が出されたのみで、具体的な調査内容はまだ把握していない。公正取引委員会に資料提供を請求しており、資料が届けば、詳しい内容を分析できる。

(委員) 金額の割合が92%と高いのは、設備の新設工事が多いためか。

(事務局) 重電メーカーが係わる工事というのは、プラント工事の大きな部分を占めるため、金額が高くなる。

(委員) 第三者委員会の調査に強制権が無いのであれば、単なる事実確認で終わってしまうのではないか。また、第三者委員会の結論と公正取引委員会の結論が違う場合、どうなるのか。

(事務局) それぞれの調査結果が違うことはあり得る。調査結果が違った場合、公正取引委員会は自治体に対して、意見を述べるのが可能である。

(委員) 職員が忌憚なく発言できる状況を保証することが重要である。でなければ、調査する側もやりにくく、調査自体がうやむやになりかねない。

今回の問題については、白昼堂々と執務室内で行われてきた行為であり、長い間、職員はこの行為を目にしていた。この状況が常態化していたという事実を認識し、改善していただきたい。

(委員) 下水道工事発注等調査委員会の報告書を見ると、下水道工事の問題に特化していて、市全体として倫理観の問題等を確立する仕組みが見えてこな

い。不正を防止するための全市的な仕組みを作ることが必要であると考え
る。

公正取引委員会から改善措置要求が出たことで、札幌市の内部調査力が
ある意味で否定されたと言える。今後、第三者委員会で情報が公開されて
いかないと、ますます市民の信頼を失うことになる。このような問題につ
いては、不正行為が起らないような仕組み、状況を作っていかなければ、
根絶は難しいのではないだろうか。

工事発注状況について

(委員) 随意契約の件数が大きく減っているのはなぜか。

(事務局) 制度を変更したわけではないので、結果的に減っているということであ
る。

(委員) 工事と業務の違いは。

(事務局) 業務とは、測量、地質調査、設計及び工事監理のことである。

なお、公共ます設置工事について、昨年度まではここでいう工事として
発注していたが、今年度からは施行担当課が単価契約で直接発注しており、
統計資料からは除外されており、工事の競争入札件数が減少した理由の1
つになっている。

(委員) くじ引き回避策を導入するタイミングに一定のルールのようなものは
あるのか。

(事務局) ルールはないが、下水道工種のように非常に高い率で発生している工事
については、検討が必要と考えている。

(委員) 土木工種で入札参加者が大幅に増えているのは、比較的金額の低い工事
で増えているのではないか。また、このような傾向は、原則的に全件一般
競争入札となったことで、さらに強くなるのではないか。

(事務局) 御指摘のとおりである。中には、100 者以上の業者が参加した入札もあ
った。参加者が増加する傾向は、今後さらに強くなると考えている。全体
の工事発注件数が減っていることと相まって、競争がますます激化するこ
とが予想される。

(委員) 最低制限価格をもっと低くする、あるいは無くすことはできないのか。
基準をわずかに下回っただけで落札者とししないのは、市民感情としては何
か方策がないのかと思う。

(事務局) 工事の品質を確保するために下限額を定めており、これを下回った場合
には失格となるという制度自体は変えられないのではないか。

但し、その下限額の設定の仕方を見直すべきとの意見はある。また、実
際の応札額によって決まる変動性の最低制限価格について、現在研究中で
ある。

最低制限価格を下回るのとは逆に、入札参加者全てが予定価格を上回り
入札不調になる事例が本州で増えており、予定価格の上制限を見直す動き
もある。

(委員) 予定価格自体に問題があり、そこから算出される最低制限価格がはたして適正なのかということもある。

また、落札率が下がっているというが、そもそも市で作る予定価格は景気等を正しく反映しているのか。不景気の中、業者は頑張らなければ生き残れない切実な状況である。単に落札率が下がればいいという話ではなく、予定価格、落札率等の関係をきちんと分析しておかなければならない。

(委員) 一般競争入札を増やせば事務処理が大幅に増えると考えられるが、これに対応する体制は整えているのか。

また、品質の確保、技術力の確保についてはどう考えているのか。

(事務局) 電子入札の導入、資格審査の事後審査方式を導入し、事務処理の増加に対応している。今年度、低入札価格調査の大幅な増加で、エネルギーを使っている。

予定価格と落札率の関係は、様々な要素が複雑に絡みあっており、頭を悩ませている部分である。

工事情質の確保については、一定額以上のものを工事管理室で、それ未満のものを工事施行担当課で行っており、品質確保のための検査体制は確立されていると考えている。工事評定点に応じた入札制度の導入も、業者側の品質確保の意欲を高める方策の一つになると考えている。今年度は、これまで17件の入札で実施している。総合評価落札方式も品質を確保するための一つの方法であるが、事務量との兼ね合いをどうするか検討しているところである。

(委員) 予定価格の事後公表については、どのように考えているのか。

(事務局) 他の自治体を見ても、それほど見直しているところはない。事前公表の弊害と言われている、容易な談合、落札率の高止まりのような傾向も札幌市では見られないので、事後公表に切り替える北海道の状況等も考慮しながら、今後の検討をしていきたい。

(事務局) しかし、特定の工種を見ると、落札率が高止まりしているところもある。下水道の官製談合事件のこともあるので、第三者委員会の調査と併せて、検討することになる。

(委員) 測量でくじ引きが多く発生しているが、人件費がほとんどなので、予定価格の公表時期にかかわらず積算は可能である。

また、GPS等の正確な計測機械が普及し、仕事の差はほとんど無いと考えられる。くじ引きになったとしても特に問題ないという考え方もある。

(事務局) 測量に限らず、工事でも精度の高い積算は可能なので、事後公表にしたとしても、予定価格の積算は可能と聞いている。

仕事の差については、例えば、現場での立会、交渉等に慣れているかどうかという差が出る場合がある。

平成19年度入札等監理委員会意見書に対する市の対応状況について

(委員) くじ引き対策としての総合評価落札方式は導入されているのか。

- (事務局) くじ引きの多い土木工種の生活道路案件の一部で、導入した事例がある。
- (委員) 入札参加者数、失格者数はどのようになっているのか。
- (事務局) 土木工種を例にすると、昨年は1つの入札に平均で9.16者参加していたが、今年は26.52者が参加し、結果としてくじ引きや失格者が増えている。競争の結果としてくじ引きや失格者が発生することについては、問題無いと考えている。

抽出工事の決定・審議

ア 北郷小学校及び北郷児童会館改築工事(主体工事)

- (委員) 低入札価格調査はどのような工事について行われるのか。
- (事務局) 予定価格が2億円を超える工事及び総合評価落札方式による工事で、応札価格が調査基準価格を下回った場合に行われる。
- (委員) 低入札価格調査が行われた場合、工事着手後の検査はどのようになるのか。
- (事務局) 品質確保が特に重要になるため、検査を実施する職員を係長級から課長級へ厳しくして、実施回数も増やしている。

イ 公営住宅(下野幌団地建替E-6号棟)新築工事(主体工事)

- (委員) 入札ボンドを導入した際、業者に混乱は無かったのか。
- (事務局) 事務手続上、業者が混乱するようなことは特に無かった。
- (委員) 低入札価格調査は、どのような組織で行われるのか。
- (事務局) 管財部長、工事管理室長、工事施行担当部の部長で構成される。実務的には、業者へのヒアリング等を課長以下で行っている。
- (委員) 調査の結果、調査の対象となった業者を落札者としなかった例はあるか。
- (事務局) 落札者としなかった例は無い。

ウ 円山動物園熱帯植物館解体工事

- (委員) 失格者とそれ以外の応札額に、ほとんど差が無いのはなぜか。
- (事務局) 応札業者が設計金額を正確に積算できることが理由の1つとして考えられる。但し、土木、建築及び管工種では、最低制限価格率を小数点第2位まで算出したうえで調整しているため、わずかな差で失格する業者が発生することはある。また、業者にこちらの調整を読まれてしまうことが多分にあるため、結果としてくじ引き者が多数になる例も出てくる。
- (委員) 応札額にほとんど差が無いにもかかわらず、失格者とそうでない業者に別れてしまうことに違和感がある。
- (事務局) そういうことを避けるため、実際の応札額によって決定する変動性の最低制限価格を導入している自治体もあり、有効な一つの手法と思われる。

エ 市立札幌病院MRI室他改修工事

- (委員) MRI工事は特殊なため1者しか応札者がいなかったということだが、入札参加条件を見る限り、もう少し多くの業者の応札が可能だったのでは。
- (事務局) 発注者としてもそのように考えていたが、結果として1者だけだった。
- (委員) MRIを設置している病院は他にもあるのだから、工事できる業者は他にもいるはずであり、今回の件について言えば、市内要件を外す等で競争性を高める方法はあったのではないか。入札参加条件について、発注者として市民に客観的な説明を行うべきである。
- (事務局) 今回の工事は特殊性のあるシールド工事が含まれているが、これが影響して1者の応札となったと考えられる。結果を見ると、競争性が高まるような条件設定が必要だったかもしれない。
- (委員) 応札者が1者のみであった場合、入札を中止することはできないのか。
- (事務局) 一般競争入札では、1者のみでも入札は行うことになる。
- (委員) 一般競争入札参加資格審査委員会が緊急のため持ち回り選考されているのはなぜか。MRI工事が緊急に必要であったという意味か。MRIの新設が必要であることが分かっているのであれば、緊急な事務処理をしないですむようにスケジュールを立てておくべきだったのではないか。
- (事務局) 建築基準法に基づく申請手続等、年度当初から準備は進めていた。事務処理全体が緊急であったわけではない。
一般的に、参加資格審査手続は委員会を開催しているが、今回は委員の業務等の都合がつかず、緊急で持ち回り選考を行った。
- (委員) 1台目のMRIも今回と同じ業者が施行したのか。
- (事務局) 病院新築時に、他の業者が施行している。
- (事務局) 応札まで規定の日時が確保されているので、応札後のタイトなスケジュールと1者入札に因果関係は無い。
病院の工事は、病院が運営されている最中に行わなければならない、施行難易度が高い。したがって、うま味が少ないということもあるのではないか。また、1者入札のため、電子入札ではなく、対面入札で行われたことも落札率が高くなった理由の1つと推測される。
- (委員) 質問する度に新しいことが出てくると非常に議論しにくい。
この案件については不明な点が多いため、次回分科会で再度審議したい。

以上